

令和6年12月18日

燃料油価格激変緩和事業は、11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」にて出口に向かって段階的に対応すると明記されました。12月19日からは補助率が縮小されます。

改めて本事業に関する補足説明資料を配付いたします。

【配布資料】

燃料油価格激変緩和事業について（出口に向けた対応に関する補足説明）

○燃料油価格激変緩和事業特設サイト（資源エネルギー庁ウェブサイト）

<https://nenryo-gekihenkanwa.go.jp/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

四国経済産業局

資源エネルギー環境部資源・燃料課長 中村

担当者：半田、藤田

電話：087-811-8536（直通）

URL：<https://www.shikoku.meti.go.jp/>

※本発表資料以外のお問い合わせは総務課広報担当（087-811-8505）にお願いします。